

# 千寿荘ホームヘルパーステーション(基準該当訪問介護)料金表

## 基準該当訪問介護<サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

サービスに要する時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
身体介護	1. サービス利用料金	2,540円	4,020円	5,840円	6,670円
	2. うち介護保険から給付される金額	2,286円	3,618円	5,256円	6,003円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	254円	402円	584円	667円
生活援助	4. サービス利用料金		2,290円	2,910円	
	5. うち介護保険から給付される金額		2,061円	2,619円	
	6. サービス利用に係る自己負担額(1-2)		229円	291円	

☆ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護30分に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1. 利用料金	3,370円	4,200円
2. うち介護保険から給付される金額	3,033円	3,780円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	337円	420円

身体介護30分以上1時間未満に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
1. 利用料金	4,850円	5,680円
2. うち介護保険から給付される金額	4,365円	5,112円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	485円	568円

身体介護1時間以上1時間半未満に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	1時間半以上 2時間未満	2時間以上 2時間半未満
1. 利用料金	6,670円	7,500円
2. うち介護保険から給付される金額	6,003円	6,750円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	667円	750円

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・早朝(午前6時から8時まで): 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

☆ 初回訪問時及び緊急時には初回加算200円(月額)及び緊急時訪問介護加算100円(1回)を頂きます。

☆ 訪問介護養成研修3級課程(ヘルパー3級)修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます

- \* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
  - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。